

「第7回日本アブダビ経済協議会」業務委託先の公募について

一般財団法人 中東協力センター（以下、JCCME）は、本年10月初旬、Web会議システムを使用して標題の協議会を執り行います。つきましては、本協議会の開催に係る業務委託先を公募しますので、本業務の実施を希望する方は、下記に基づきご応募ください。

1. 会議名

第7回日本アブダビ経済協議会（以下、協議会）

2. 目的

日本とアブダビ両国が双方の経済協力に関する情報及び意見を交換する場とし、経済・投資関係並びにハイレベルな二国間関係の維持強化を図る。

3. 協議会概要

開催日時：2020年10月7日（水）

14:00～15:20 本会（共同議長挨拶、議題に関する協議、協議会のワーキンググループ活動報告等）

15:45～17:00 分科会（投資期待分野に関するプレゼンテーション、意見交換等）

※プログラム変更により、時間帯が変更する可能性あり。

※協議会場の設営及び撤収は、同日中に対応する。

開催形式：日本側参加者とアブダビ側参加者双方がWeb会議システムを経由して、議事に関する情報及び意見交換を実施する。

開催場所：（日本側）東京都内ホテル宴会場 ※JCCMEにて手配。

（アブダビ側）未定 ※Web会議接続拠点が複数となる可能性あり。

参加人数（予定）：日本側100名（委員30名、登壇者10名、陪席者50名、JCCME担当者10名）、アブダビ側50名

4. 業務委託期間

2020年9月7日（月）～12月31日（木）

5. 業務委託内容

(1) 事務局運営サポート

① 全体統括サポート

- ・ 主催者及び会場、各種協力事業者との連絡調整、打ち合わせ、事後処理等。

- ・ Web 会議システムを使用した協議会参加申し込み手続きサポート（事前登録、Web 会議システム接続方法連絡、問い合わせ対応）。
※使用する Web 会議システムは、別添②に定める基本要件を満たすものとする。

(2) 製作物

① 運営マニュアルの作成

- ・ 協議会を円滑かつ効率的に進行するために、協議会当日のスタッフの配置や各スタッフの対応事項も含めた運営マニュアル（日本語）の作成。

② 印刷予備費

- ・ その他印刷予備費として 100,000 円を一律計上すること。

(3) 映像・音響・同時通訳・Web会議システム機材

① 映像

- ・ 映像機材一式の調達及び設営、撤去（映像カメラ、スイッチャー、ノート PC、演台モニター、ミキサー、レーザーポインター等）。
※映像は、登壇者（協議会場前方）及び質疑応答等発言者（協議会場内）の 2 点を撮影、配信想定。
※協議会場付帯設備（スクリーン、プロジェクター）は、JCCME にて手配。
- ・ 映像機材一式の操作及びトラブル対応のためのスタッフ配置。

② 音響

- ・ 音響機材一式の調達及び設営、撤去（リクエストマイク、マイクミキサー、赤外線送信機等）。
※協議会場付帯設備（ステージマイク）は、JCCME にて手配。
- ・ 音響機材一式の操作及びトラブル対応のためのスタッフ配置。

③ 同時通訳

- ・ 日英同時通訳機材一式の調達及び設営、撤去（通訳者ブース、同時通訳レシーバー等）
※同時通訳レシーバーは、100 台調達想定。
※同時通訳者は、JCCME にて手配。
- ・ 同時通訳音声（日・英・オリジナル）の録音及び録音音声の納品。
- ・ 同時通訳機材一式の操作及びトラブル対応のためのスタッフ配置。

④ Web 会議システム

- ・ Web 会議システム機材一式の調達及び設営、撤去（ノート PC、インターネット及び各種周辺機器接続ケーブル等）。
- ・ Web 会議システム機材一式の操作及びトラブル対応のためのスタッフ配置。
※使用する Web 会議システムは、別添②に定める基本要件を満たすものとする。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

① 体温確認

- ・ 協議会参加者の体温確認に必要な機材一式の調達及び設営、撤去（非接触体温計等）。

② 飛沫防止対策

- ・ 受付等の対面窓口及び業務での飛沫防止対策に必要な機材一式の調達及び設営、撤去（パーテーション、マスク、フェイスシールド等）。

③ 消毒対策

- ・ 手指及び備品類の消毒に必要な機材一式の調達及び設営、撤去（手指消毒液、ウェットティッシュ等）。

(5) 人件費

① ディレクター及びアシスタントディレクター

- ・ 協議会の準備及び運営業務をサポートし、委託業者側が行う作業（スタッフの管理を含む）について責任を負う担当者を配置。

※国際会議の準備及び運営業務経験が豊富なこと。「業務担当者の国際会議等対応実績一覧」を提出すること（書式自由）。

※ディレクション業務について精通していること。

※日本語がネイティブレベルで、ビジネスレベルの英語でのコミュニケーションが可能なこと。

※イスラム文化圏に対する理解があり、適切な振る舞いができること。

② 写真撮影

- ・ 記録用写真撮影のためのスチールカメラマンの配置及び撮影写真の納品。

(6) その他

① 備品

- ・ その他の備品経費として 50,000 円を一律計上すること。

6. 経費見積上の注意事項

(1) 業務管理費は、10%を上限とする。

(2) 見積に際しては、総額に対する値引きを項目として盛り込まないこと。値引きがある場合は、各項目において算出の上、計上すること。

(3) 業務委託仕様書の業務内容を迅速かつ円滑に遂行できること。なお、本仕様書に記載のない手配の必要が生じた際は JCCME 担当者と費用の負担につき相談の上、必ず手配毎に指示を受けること。

(4) 本仕様書に記載されている機材等については、事前に動作確認を十分行うこと。また、正常に動作しない機器については、協議会開催までに修理・交換すること。このために必要な追加経費について JCCME は負担しない。

(5) 協議会場の設営、撤収に際しては、JCCME、会議運営業者、会場の三者間で緊密に連絡・調整を取り、円滑かつ迅速に遂行できること。

7. 応募方法等

(1) 応募要件

- ・ 日本法人（登記法人）であること。

- ・ Web 会議システムを使用した国際会議やセミナー等の企画・運営・調整業務の請負実績を十分に有すること。「Web 会議使用国際会議等請負実績一覧」を提出すること（書式自由）。
- ・ 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令順守・金銭管理の面で適切な管理能力を備えていること。
- ・ 本業務を担当する各スタッフは、日本人と同等に日本語を理解するとともに、高度なレベルで英語を解し、外国人参加者と口頭や文章で十分なコミュニケーションが取れること。
- ・ 受託業者は、受託事業者社員、もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第3者等が知り得た秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう、本件業務に関わる関係者に対し指導・管理責任を有する。「情報セキュリティに関する公的認証取得状況」を提出すること（書式自由）。
- ・ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29 会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ・ 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。
以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。
①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

(2) 応募書類

- ・ 業務委託経費見積書（別添①）
※上記「5. 業務委託内容」及び「6. 経費見積上の注意事項」の記載内容を確認の上、別添の業務委託経費見積書内に金額を計上すること。
- ・ 応募者の概要がわかるもの（企業パンフレット等）
- ・ 本業務の運営体制図（書式自由）
- ・ 業務担当者の国際会議等対応実績一覧（書式自由）

- ・ Web 会議システム使用国際会議等請負実績一覧（書式自由）
- ・ 情報セキュリティに関する公的認証取得状況（書式自由）
- ・ 暴力団排除に関する誓約書（別添③）

(3) 評価基準

以下の項目を勘案して、総合的に応募者を評価する。

- ・ 本業務の運営体制
- ・ 業務担当者の国際会議等対応実績
- ・ Web 会議システム使用国際会議等の請負実績
- ・ 提案する Web 会議システムの情報セキュリティレベル
- ・ 情報セキュリティへの取り組み
- ・ コンプライアンス対応
- ・ 業務委託経費の経済性・費用効果

(4) 応募書類の提出期限・提出方法

2020年9月2日（水）12:00（正午）までに郵送又は持参で提出すること。

(5) 選定結果の通知等

2020年9月3日（木）までに委託先の選定を行い、その結果を日中に JCCME のホームページに掲載する。採択者は業務委託契約の締結等、必要な手続きを所定期間内に行うこと。選定結果に関する問い合わせは不可とする。

(6) 応募書類提出及び問い合わせ先

（一財）中東協力センター 園田

〒102-0075 東京都千代田区三番町 8-1 三番町東急ビル 7 階

Tel: 03-3222-5022/ Fax: 03-3237-8018/ e-mail: sonoda@jccme.or.jp

※問合せは e-mail のみ受付。

以上

協議会及びセミナー、フォーラムで使用する Web 会議システム等の基本要件

1 有料の Web 会議システムを利用

2 情報セキュリティに関する要求事項

- ① セキュリティ要求：二国間以上を繋ぐ国際会議で要求される高いセキュリティレベル（エンドツーエンド暗号化通信技術をサポートしていること）
- ② 暗号アルゴリズム：CRYPTREC 暗号リストの推奨候補暗号リスト以上
- ③ 通信方式：TLS 暗号設定ガイドラインの推奨セキュリティ型以上
- ④ データの所在
 - ：(i) クラウド方式で可とするが、サーバーは国内にあることを優先
 - ：(ii) クラウド・サーバー上のデータ（特に、メールアドレスを含む個人情報）はセキュア・デリートが保証されること
- ⑤ 参加者登録と確認
 - ：(i) 参加申し込み登録画面を作成し、そこに記入・送信してもらうことで参加者事前登録
 - ：(ii) 登録完了通知と会議 PW を返信
 - ：(iii) 会議 PW と参加者が登録した PW でアクセス

（注 1）Webinar の同時接続数が数百に及ぶ可能性もあるため、「待機室」型のアクセスは、待ち行列による遅延を招く恐れがあると思われる。

（注 2）内容に照らして、モバイル機器によるアクセスを排除しない。
- ⑥ 強制退室：万が一の場合に備え、強制退室機能が必要。

3 Webinar の運営に関する要求事項

- ① 同時接続数：Webinar を使用する場合は、200 拠点同時接続可能とすること
 - （注）同時接続数は、視聴申し込み状況により増加可能とする。
- ② 強制ミュート機能：講師およびモデレーター以外は、強制ミュート
- ③ 参加者側の録音・録画禁止
- ④ 発言者の《過大にならない程度の》ズームアップ
 - （注）ズームアップ率の調整が可能であること
- ⑤ プレゼンテーション資料と講師の画面分割
- ⑥ プレゼンテーション資料を、講師がポインターで指し示すようにできる機能
- ⑦ スタジオに、各講師を大型ディスプレイで映す（モデレーターはスタジオ内）
- ⑧ 参加者の質問書き込み、送信機能（注）終了 1 時間後まで
- ⑨ 開始時点で「垂れ幕画面」； 終了時に終了画面を表示

4 オンデマンド配信に関する要求事項

- ① 同時接続数：オンデマンド配信を使用する場合は、200 拠点同時接続可能とすること

(注) 同時接続数は、視聴申し込み状況により増加可能とする。

- ② 視聴者による録音・録画禁止
- ③ プレゼンテーション資料は download 可能

(注) 講師と調整できたもの

- ④ Webinar 時の質問（重複等を整理したもの）に対する回答を表示

5 運営サポート事業者が必要な認証を取得していること (ISO, プライバシー)

(注) 申し込みメールアドレスは、削除かセンター移転

なお、以上に関する照会事項、不明な点および追加提案は、公募期間中も必要に応じ調整するものとする。

以上

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印